

「三代伝持」考

細川行信

東山大谷の本廟を「本願寺」として寺院化した覚如房宗昭が、覚恵の長男として誕生したのは親鸞滅後八年、文永七年（一二七〇）の十二月二十八日であった。その二年後の文永九年（一二七二）冬、大谷の親鸞墳墓は改葬されて新たに廟堂が建てられた。さらに二年後、夫禪念より敷地が譲られた覚信尼は、その地を「上人の御はかどころに、ながくゑいたいをかぎてきしんしたてまつる」として「しんらん上人のあ中の御でしたちの御中へ」宛て寄進し、地方に散在する門弟達にかわって廟堂（影堂）守護の任にあたった。これ即ち影堂留守職であり、尼の子孫が相続することから覚信尼の後は覚恵が継いだ（弘安六年十一月廿四日、覚信尼最後状案）。しかし、覚恵には文永三年（一二六六）生まれの唯善なる異父弟がいる。その唯善は初め山臥をしていたが、後に常陸へ下り河和田の唯円に師事し家庭を営んだものの、生活に困窮していたため、覚恵に呼ばれて大谷に同宿することとなった（『存覚一期記』『慕帰絵詞』五『最須敬重絵詞』五）。ところが、唯善は廟地の拡張をめぐって画策し、一部門弟をもかたらって父禪念よりの相伝管領を主張した。これに対して、覚恵は正安四年（一三〇二）五月廿二日、覚如に譲状をしたため、影堂敷地の本券証文・具書等を渡して安全を期した。しかるに唯善の野望は、遂に覚恵の病気に際して影堂の鍵の譲与を迫ったため、覚恵は止むなく大谷を退出し、翌徳治二年（一三〇七）四月十二日に死去した。かくて、唯善は大谷に山徒を籠居させ押領をほしいままにしたので、門弟たちは上京してきても廟堂に参詣できなかつた。したがって、こうした状態を早く打破する事が覚

如にとつて重要な使命であつた。かくて常陸の鹿島・下野の高田・三河の和田より上洛してきた「三方使者」(『存覚一期記』十九歳の条)の協力により、ようやく大谷安堵の別当宣を得ることが出来た。ところが、唯善一味の山徒は依然として大谷を立ち退かず、その事件の解決をみたのは延慶二年(二三〇九)七月上旬、本所の青蓮院における唯善との対立にまで待たねばならなかつた。ここに、唯善は既に自己の不利を察したのか、大谷の影像・遺骨を奪い他所に隠したが、敗訴と共にそれを持ち出し関東へ下り、鎌倉常葉にこれを安置した(『存覚一期記』廿歳の条)。

かくして、門弟の協力により唯善の野望は挫かれ、大谷の復興にとりかかる事となつたが、唯善と叔甥の關係にある覚如に対し、門徒たちは大谷還任を容易には認めず、性善(即生房の下人來善の子美濃坊仙芸のことと思われる)をして大谷を留守せしめた。これについては、延慶二年七月十九日の青蓮院下知狀に「於_三覚信之子孫等之許否_二者、宜_レ在_三門弟等之意、歟」とあり、再び事件のおこらぬよう願つた、門弟たちの警戒心によるものと推察される。ここに、覚如は門弟中へ宛て、十二ヶ条に及ぶ誓約を列記した懇望状をしたため、その承認をえなければならなかつた。しかし、猶も留守職の就任が認められなかつた為、覚如は若し留守職を継がないならば、同志をつのつて別に一字を建てて生涯を送るべく、その勸進状を長男の存覚に作らせ、このとき影堂相続と若狭・伊賀久多庄の事を記した讓状を存覚に与えたという(『存覚一期記』廿二歳の条)。かくて覚如は、翌年正月に東国へ下つたが、門弟たちとの間に諒解が成立し、秋に帰洛して大谷に居住することができた。而して、その事情を『存覚一期記』には「秋比御帰洛、安積・鹿嶋殊共許之間、御入洛已後即御_二居住御影堂_一、但就_レ被_レ帶_三文書_一連々如_レ此煩出来、悉可_レ被_レ出_二門弟中_一之由、面々令_レ申之間、雖_レ有_二御斟酌_一、不_レ被_レ出者御居住難_レ治之間、留_主職相承券契、覚信御坊御狀被_レ出_了、其上条々懇望_レ狀事等寂靜令_レ申之間、被_レ書出_了」と記載する。時に覚如は四十二歳、間もなく迎えた報恩講は殊のほか意義深かつたに違いない。すなわち今日、西本願寺所蔵の親鸞寿像の鏡御影は、その巻留に覚如が誌した識語によつて、この御影が御正忌の前に修復し報恩講に用いられたものと認められる。そして覚如は、翌応長元年(一三一二)五月この御影を奉

持して存覚と共に越前へ下り、大町の如導に『教行証文類』を伝授したが、そのおり存覚をして講談せしめた。このことは、影堂留守職の立場を超えて、祖師親鸞の後継者たる自覚において行われたものとして留意しなくてはならない。しかも、この年あたかも祖師の五十回忌に相当し、荒廃した大谷も門弟たちの尽力によって復興された。これについて、十一月廿八日付の青蓮院下知状中に「於影像遺骨之安置者、願智存生之時、去年雖致其沙汰、至堂舎庵室之造営者、未及其沙汰之処、法智以下門弟等終造営之功云々」とあり、この年の七月四日八十五歳で寂した願智の遺志をうけて、法智を中心に門弟たちが堂舎・庵室の造営に尽くした事を知りうる。さらに明けて正和元年（一一三二）正月四日、如信の十三回忌に当たるため、先師終焉の地へ下向し、金沢の道場で追修の仏事を営み、ついで大綱の遺跡をも訪ねて一座の法筵を開いたと伝える（『最須敬重絵詞』六）。この奥州大綱の地は法智の住する安積（現・郡山市内）とも距離的に近く、おそらく法智は覚如に随って下向し、そのおり大谷復興のこともについて相談をうけたものと推察される。すなわち、その夏、大谷に「専修寺」の額が法智の発起によって掲げられたという（『存覚二期記』廿三歳の条）。

しかし、この額は山門よりの故障によって撤去され、その後まもなく「本願寺」の名が用いられ、元亨元年（一一三二）には公的に使用されている。この事は大谷廟堂の寺院化の上で注目しなければならない。

かくて、本願寺の創立と共に、本寺の下に新しい教団づくりを始めた覚如は、親鸞を本願寺の開祖として、その「本願寺聖人」よりの血脈を強調した。すなわち、覚如五十歳以後の著書は、いずれも本願寺教団確立のため、源空・親鸞によって開顯された真宗の教法を門徒に正しく伝えるべく、波瀾にみちた八十二歳の生涯を尽くした。今、このことを著述の上より確かめたいが、一応、全著作中その撰時のわかるものを年時順に挙げると次の通りである。

西曆	年齢	
一一九四	二五	報恩講式
一一九五	二六	親鸞伝絵(初稿本)
一一三〇一	三二	拾遺古徳伝
一一一五	四六	閑窓集
一一二六	五七	執持鈔
一一三一	六二	口伝鈔
一一三七	六八	本願鈔・改邪鈔
一一四〇	七一	願願章
一一四三	七四	最要鈔
一一四七	七八	尊師和讃鈔

まず、最初の「報恩講式」と次の『親鸞伝絵』は、正応三年(一一九〇)三月、父覚恵と共に祖師親鸞の遺跡を訪ねて出発し、まる二年間に及ぶ東国巡見の後、ほとぼしる報恩のころから化導の始終を講式に、また一期の行状を伝絵としてまとめずにはおられなかった。このうち、『報恩講式』は『親鸞伝絵』より前の撰述で、後に永仁二年の作として伝える『真宗法案』本奥書、『大谷本願寺通紀』一。即ち、この年は親鸞三十三回忌に相当し、恐らく年忌を控えて出来たものであろう。その内容は、総礼・三礼・如来唄・表白・廻向より成り、表白が所謂「式文」として三段に分かって讚述し、本朝念仏の元祖黒谷聖人(源空)より正義を直伝した祖師聖人(親鸞)の真宗興行と本願相應の徳を讚嘆し、さらに滅後利益の徳として「嗟呼禅容隠何在、隔給仕於数十箇廻之月、遺訓絶幾程、慕旧蹟於一百餘年之霜。重彼遺恩門葉、輕其身命後昆、不レ論毎年不レ遠遼絶、凌境関千里雲自奥州運レ歩、送隴道万程日從諸国群詣。跪廟堂拭レ涙、拜遺骨断レ腸」と述べ、廟堂を中心に真宗を興隆せんとする志念が案ぜられる。而し

て、このことは続いて著わした『親鸞伝絵』の最終に廟堂創立の一段をもうけ、「聖人相伝の宗義いよ興じ、遺訓ますます盛なること、頗在世の昔に超たり、すべて門葉国郡に充滿し、末流処々に遍布して、幾千万といふことをしらず、其粟教を重くして彼報謝を抽る輩、縉素老少面々あゆみを運て、年々廟堂に詣す」と叙べることも知られるよう。ことに、覚如は留守職の覚恵を扶け、知恩報徳のため門徒教化を積極的に進めたものと窺われる。

ところで、『親鸞伝絵』撰述の翌年すなわち永仁四年の七月十七日、大谷南地が購入されて、ここに唯善が住むこととなったが、その買得に際して覚恵と唯善との間に意見の衝突があった。すなわち、それは『存覚一期記』に「禅日房欲レ書ニ買券ニ之時、沽却誰人之由可レ書哉、云、宛ニ唯公ニ可レ書之由申人少々在レ之、其時大々上被レ仰云、為レ被レ廣ニ上人御敷地ニ者、被レ沽ニ却門弟中ニ之由被レ載之条、可レ叶ニ覚信御房御素意ニ歟、被レ宛ニ一人ニ者、未来之牢籠勿論、為レ衆中之管領、唯公居住不可レ有ニ子細ニ之由被レ仰之、其時唯公在レ座変ニ顔色ニ腹立無レ極、然、而如ニ大々上仰ニ宛ニ載門弟中ニ畢」と記載するように、覚信尼の素意は守られたものの、唯善に従う一部の門徒がいたことと、その結果に強い不満を懐いた唯善の態度には、前途に大きな波瀾が予想された。かくて、それは唯善の大谷横領事件として展開していった為、何よりも先ず事件の終息に全力を注がなくてはならなかった。しかし、こうした中で、正安三年には報恩講に上落してきた奥州長井に住む鹿島門徒の道信が黒谷(源空)の伝記を所望したため、覚如は僅か十七日間『拾遺古徳伝』九巻を撰述した(奥書による)。これには、それまでに出された源空伝に対し、その拾遺として親鸞の行実をも併せ記したところに特色がある。すなわち、これによって浄土門流における親鸞の地位を明らかにしたもので、第六巻に七箇条起請文とその署名、『選択集』の付属と真影の図画、第七巻に流罪の記録、第九巻に東国教化と帰洛のことも載せる。而して、親鸞と師源空との関係を強調する余り、親鸞への『選択集』付属が「撰集以後これ最初なり」として、『選択集』の撰述を元久元年(一二〇四、源空七二歳)とした事は認められない。しかし、『古徳伝』より以前に作られた『本朝祖師伝記絵詞』(一二三七年撰)や『法然上人伝法絵』(専修寺本)『法然上人伝』(増上

寺本)『法然聖人絵』(弘願本)『法然上人伝絵』(琳阿本)などに記されていない耳四郎のことを『古徳記』巻四に載せる。その耳四郎は「天性もとより奸してまたする態もなく、ただ梟悪のみこととして世をわたる媒とす」る者であったが、強盗に入った白河の房で源空の説く「凡夫出離の要道、浄土の一門、念仏の一行にしくはなし。其機をいへば十悪五逆四重謗法闍提破見破戒等の罪人、其行を論ずれば十声一声、いかなる嬰兒も唱つべし。其信をいへば又一念十念いかなる愚者もおこしつべし(下略)」という法談を耳にして、縁の下より這い出て教えを聞き念仏者になったという。この事について「浄土宗の正意は、機の善悪に目をかけて、仏の撰不撰を慮ことなかれ」として、耳四郎を「至極の罪人、悪機の手本」として述べてある事は注目しなければならない。すなわち、耳四郎については、その後まもなく集大成された『法然上人行状絵図』第二十巻に「天野の四郎」として記載され、出家して教阿弥陀仏と号したという。しかし、『行状絵図』が、源空よりの教訓を詳しく集録するものの『古徳伝』のごとく機教の分際が明確でない^①。

以上、すこしく耳四郎の記載をめぐっての私見を述べたが、こうした耳四郎を「今時の道俗たれの輩かこれにかはるところあらんや」と「罪悪生死」「煩惱成就」の立場より記されてある事は、愚禿の生涯を送った親鸞の伝統をくむものといえよう。しかも、奥書に「憑願力・樂往生之輩、孰不報其恩、歸念仏願極樂之人、何不謝彼徳」と誌すように、前の『報恩講式』『親鸞伝絵』と同じく報恩謝徳のころより撰述されたが、それはまた当時、幸西の一念義・隆寛の長楽寺義・証空の西山義・弁長の鎮西義・長西の九品寺義など念仏義が展開され、それぞれに教団の確立がみられるなかで、親鸞の廟堂を中心とする大谷門徒も、師源空との血脈相承を具体的に明示する必要があった事を忘れてはならない。

『拾遺古徳伝』の撰述から二十五年の間、歌集の『閑窓集』のほか著作を知ることが出来ない。その『閑窓集』は今日伝わっていないが、上下二帖、千首、二十巻から成り、叡覧に供して天感にあずかったという『慕帰絵』五『敬重

絵詞』一)。こうした覚如における詩歌の文才は、幼年時代から育まれたものごとく、僅か五歳で近くに住む慈信房澄海より『和漢朗詠集』を教わり、『敬重絵詞』二)、そのち清水坂光明寺の自性房了然から三論の宗旨を学ぶ傍ら、和歌の指導を受けた(『敬重絵詞』七)。ことよりも窺われ、『慕帰絵』には第五卷以下第十卷に至るまで数多くの詠歌を載せる。しかも、それによって貴頭との交わりを強くしていった事に注意しなくてはならない。それは、唯善の大谷横領事件を契機として、安堵の院宣を得るための接渉とも関わったと思われるが、その事件解決後も漸次その度合いを増していったようである。これについて、先に門弟中へ懇望状を提出したにも拘らず、門弟たちは覚如の留守職を直ぐには認めなかった。こうした門弟側の権限に対して、ようやく留守職に就任して大谷に還任することとなった覚如は、まず留守職権の増強をはかった。すなわち、これが影堂の寺院化ともなり、教団確立のための教化伝道につとめた。かくて、「本願寺聖人」として親鸞を仰ぎ、その教説を平明にまとめた最初の著作が『執持鈔』である。

『執持鈔』は、飛弾の願智房永承の請によって著わしたもので、内容は、まず「本願寺聖人仰云」として親鸞の法語を四条にわたって列記し、終わりの第五条に覚如の私積が述べられてある。このうち法語は、依拠の文献として善導の『観経疏』『教行証文類』『正像末和讃』・親鸞の消息・恵信尼消息・『歎異抄』などを挙げうるが、こうして示した親鸞開頭の宗義を、第五条において覚如みずから相伝して自督した一念往生治定・仏恩称名の宗意を明かす。しかも、この自釈にあたっては、証空の作と伝える『鎮勸用心』と顯意(二三八―一三〇四)の『竹林鈔』など西山義の運用が先学^③によって指摘されている。これも、かつて覚如が安養寺の阿日房彰空(『法水分流記』に「証空―証入―蓮宿―阿日」とある)より西山の法門を屢々聴受した(『敬重絵詞』五)こととも関係するようである。かくて、善導―源空―親鸞の法義相承をあらわしたが、この血脈を画像を以て示したのが西本願寺所蔵の「光明寺善導和尚」「黒谷源空聖人」「本願寺親鸞聖人」と札銘のある三師像といわれる。^④

ところが、『執持鈔』の後五年して撰述された『口伝鈔』は、はじめに「本願寺親鸞聖人、如信上人に對しまし〜

て、おり／＼の御物語の条々」として二十一条にわたって記述する。もちろん、本書も親鸞の法語はもとより、源空と親鸞の師資相承を更に具体的に示す傍ら、当時すでに有力であった西山や鎮西の両義に対する批判、それに恵信尼や門弟の行実をも集録する。而して、その撰述については巻尾の覚如識語に「元弘第一之曆^辛仲冬下旬之候、相当祖師聖人^{本願寺親鸞}報恩謝徳之七日七夜勤行中談話先師上人^{釈如信}面授口決之専心専修別発願之次、所奉伝持之祖師聖人之御己証、所奉相承之他力真宗之肝要、以予口筆令記之(下略)」と誌すように、報恩講に際して覚如が口筆を以て記録させたもので、その筆受に当たったのは著述を所望した乗専であった(『敬重絵詞』七)。かくて、『口伝鈔』は一往成立したが、そののち乗専は何回も写伝(龍谷大学蔵)し、覚如もまた自ら書写し、それぞれに特色がみられるので、本願寺本は覚如系と乗専系に分けられる。そのほか高田専修寺にも乗専系のを高田流に改編したとされる『口伝鈔』が伝わる等、そのころ真宗教団において「口伝」が注目された事が知られる。このうち、東国においては、常陸河和田の唯円が「先師口伝之真信」に異なることを歎いて『歎異抄』を撰述したが、ここにいう「口伝」は親鸞より直接に口伝伝受した事を頭わしている。而して、十八歳の十一月に如信より他力撰生の旨趣を承けた覚如は、その翌年冬に上洛してきた唯円より「日来不審の法文を以て善悪二業を決し」(『纂婦絵』三) たいい、その善悪二業の事が『口伝鈔』の第四条に載せられる。しかし、『口伝鈔』には前記の識語によって知られる如く、すべて如信より「面授口決」し「伝持」するものとして自認されている。これについて、唯善事件の張本人たる唯善が曾て唯円を師範とした為、唯円を軽視するに至った旨を前に推考した事がある。したがって、もし此の私見が許されるならば、覚如は如信を先師として重視することとなり、先師親鸞―唯円の口伝に對して、祖師親鸞―先師如信―覚如の口伝を強調する必要があると窺われる。一方、京都における浄土宗教団は、鎮西・西山を中心として諸流・諸義に分かれて教線を張ったが、それら何れも宗祖より派祖への『選択集』の相伝を主唱する。その代表的なものを挙げれば、良忠(一九九―二八七)は『選択伝弘決疑鈔』を著わし、「弟子^ト杰^ト稟^ト先師^ト面会^ト之^ト芳談^ト、雖^レ守^ル上^ル人口決之^ト素意^ト」(『伝者伝』

於先師^一也、弘者弘^ニ於遺弟^二(序)と、源空上人より先師弁長への口決、それを遺弟に弘めるといふ撰述の意図を明かし、同書の巻尾に「今以三代相承^ニ軌記^三五巻決疑^四而已^一」として源空・弁長・良忠の三代相承を主唱する。また「証空 記」として伝わる『選択密要決』には、その始めに「此集^一以^ニ口伝^三可^レ見^レ之書也、暗見^レ之者無^レ相伝^二之輩^一迷^レ其元意^二」とあって、証空(一一七七一—一二四七)みずから天台の口伝法門によって多くの著述を遺している事より、特に西山諸流の口決相伝は留意しなければならない。

以上、口伝について真宗教団の内外の事情を窺ってきたが、このことは本願寺教団確立のため、これまで諸国に散在する諸門徒を本願寺の下に統制すると共に、東国から京都へ進出してきた了源の仏光寺を抑制する上で、師資相承の口伝を顕示する必要があったと思われる。特に仏光寺との関係については、元応二年(一三三〇)はじめて大谷へ来参した空性房了源(一二九五—一三三六)が、覚如の口添えによって覚如の長男存覚(一二九〇—一三七三)から教義の指導をうける事となり、山科に建立した寺を存覚によって仏光寺と改め、東山汁谷(澁谷)へ移し寺基を固めて、次第に本願寺と対立的な存在となっていた。しかし、先に山科に創めた寺は覚如の命名によるものであり、その堂宇建立に先立って聖徳太子木像の造立・開眼された事を「釋圓空」が認めている^①。この円空こそ実は後に覚如の弟子となった乗専『法水分流記』に「乗専」に「圓空」とある)であり、その後まもなく、了源と相前後して大谷に覚如を訪ねたものと推察される。しかし、既述のごとく了源は存覚より指導をうけ、正中元年(一三三四)存覚は了源のために『諸神本懐集』『持名鈔』『浄土真要鈔』『破邪顯正抄』『女人往生聞書』などを著わし、以て自信教人信の教化に用いた。そして、これに誘発されたように、乗専の所望により覚如は『口伝鈔』『改邪鈔』『願願鈔』などを撰述した。しかも、乗専みずから三部経をはじめ源空・親鸞・覚如・存覚の著述を数多く書写し、その中には他に授与したものも少なくなから、こうした著書による伝道は門徒の教化を考察する上で重要な事と思われる。それが、特に『口伝鈔』の場合、覚如が先師如信より面授口決を蒙った事について、その次男從覚が乗専の発起によって作った『慕婦絵』に「弘安十

年春秋十八といふ十一月なかの九日の夜、東山の如信上人と申し賢哲にあひて釈迦・弥陀の教行を面受し、他力撰生の信証を口伝す」(三三)とあり、その四年後の正応四年(一三九二)には如信五十七歳の寿像が画かれ、現に西本願寺に伝えられている。それには、上部に覚如の筆になる養銘(本願名號正定業)以下の四句)があって、当時、覚如は父覚恵と共に祖跡巡拝中であつたが、東国での如信との再会は殊に感銘深かつたものと思われる。更に、その裏書より元亨三年(一二三三)十二月、破損のために修復したことが知られる。恐らく如信の寂後、崇敬の御影として常に用いられたものかと察せられる。すなわち、親鸞の孫として血縁と法燈をつぐ如信は、覚如にとつて「宿善」によつて遇うことをえた「善知識」であり、真宗を顕正する上で重要な存在であつたと申さねばならない。

『口伝鈔』の後、『本題鈔』『願願鈔』『最要鈔』など小部の著述においても、一念治定・仏恩称名の宗義が述べられるが、特に第十八願成就文の「聞」について「善知識」により聞くべきことを明示する。すなわち、『本願鈔』には「弥陀の本願を善知識よりきくにつきて」「本願のをこりを善知識のくちよりきくるとき」とあり、また『願願鈔』には、「聞といふは善知識にあふて本願の生起本末をきくなり」といい、さらに『最要鈔』には「聞其名号といふ聞は、善知識にあふて如来の他力をもて往生治定する道理をきくさだむる聞なり」という。而して、それは『本願鈔』に「黒谷の聖人源空より本願寺の聖人親鸞相承しますところの報土往生の他力を不思議の信心を、善知識ありて、つたへさづくるを、行者きくうるによりて、文のごとく一念歡喜のおもひおこるにつきて、往生たちどころにさだまるを、正定聚のくらゐに住すともいひ、かならず滅度にいたるともいひ、撰取不捨の益にあづかるときともいふなり」と具体的に述べられてある。即ち、この「善知識」こそ『口伝鈔』に明かした如信であり、この年の報恩講に際して著わした『改邪鈔』には三代伝持の血脈より、その相承の口伝に背く二十箇条の邪執を厳しく破斥する。

ところで、本書の撰述については、『口伝鈔』と同じく乗専の願望により、覚如の口授をうけて乗専が筆録したものである。而してその理由については、識語に示すとおり、ちかごろ祖師の門葉と号する輩が、師伝に非ざる今案の

自義を主張し、自らも誤り他をも迷わすものがあるため、その邪風を砕いて正しい伝燈をかかげるべく此の書を著わしたという。さらに、これについて『慕婦絵』には、「末寺の名をつり当流に号をかける花夷のあひた貴賤のたくひ、大底僻見に任して恣に放逸無慚の振舞を致し、邪法張行の謳歌に就て外聞実義しかるべからず、ことさら本寺として禁遏嚴制のむね、条々篇目をたてゝ是も口筆せらる。且はもはら向後傍輩のために張文に准擬する所也」(二〇)とし、また『敬重絵詞』には「末流迷倒の邪路をふさかんかために条々規式を定られた」(七)るものとする。しかし、その所破の対象が宗内いづれの門徒であるかについては何ら名前を挙げていない。こうした中で、先に『口伝鈔』で述べられた血脈相承の正義を、さらに黒谷(源空)・本願寺(親鸞)・大綱(如信)の三代伝持を以て宗義・宗風をただすべく、この師伝に非ざるものを破邪したことは、門徒教団を本願寺の下に統一せんとするものである。

今、このことを「自義」として挙げる第一条の「名帳」と第二条の「絵系図」より考えると、当時この名帳・絵系図によって仏光寺が教線を拡張したことより、その所破の対象が仏光寺であったとされる。しかも、そのうち康永三年(一三四四)十一月七日、覚如は空如と連署して六箇条禁制を定め、名帳・絵系図と共に「裳無衣・黒袈裟」もまた仏光寺で用いられ、それが本鈔第三条の「裳無衣を着し、黒袈裟をもちある」ことと同じである事から、特に仏光寺の邪義・異風を破斥するのが直接的な理由であったと認められる。而して、この禁制に敢えて如信の孫である空如に連署を求めたことは留意すべきことと思われる。それは覚如にとって、如信の大綱門徒に対する余他の諸門徒を考慮せずにはおれなかったに違いない。このうち、特に下総の横曾根門徒と下野の高田門徒、そして常陸の鹿島門徒に注目しなければならぬ。今、この三門徒に限ったことは、いづれも有力な後継者に恵まれ、それぞれ有縁の地方へ教線を伸展させているからである。⑧ただ、このなかで横曾根門徒の場合、性信の後その妹⑨と伝える性智尼が継いだもの、そのうち嘉元元年(一三〇三)智信が唯善に三百貫を出して加担し『存覚一期記』その唯善が敗訴するに及んで同門徒もまた大きく動揺したようである。こうした背景のもとに、先学は『親鸞聖人血脈文集』が横曾根門徒の手に

よって編集されたと考察されている。ところで、この『血脉文集』は親鸞の消息五通を収め、うち四通は性信に与えられたものであり。特に第四通の次に法然(源空)・善信(親鸞)の流罪記録と『教行証文類』後序の抄出を載せるが、その『選択集』書写と真影の図画に続いて、次の通り記されている。

右以_レ此真文_ニ性信所_ニ尋_一申_一早所_レ預_ニ彼本尊_一也、彼本尊并_ニ選択集真影之銘文等_一、從_ニ自源空聖人_一奉_レ讓_ニ田親鸞聖人_一從_ニ親鸞聖人_一所_レ讓_ニ給_ニ性信_一也、彼本尊銘文

南无阿彌陀佛

建曆第二壬申歲正月廿五日

黒谷法然聖人御入滅春秋
滴八十

(専琳寺本)

なお、この記載は恵空写伝本と比較すると文字の上で相違するところが多い。しかし、要は彼の本尊が源空聖人から親鸞聖人へ、そして性信へと譲られた事を語るもので、その「血脉」の表現といい、源空・親鸞・性信の三代に及ぶ相承を明かした事は、覚如の「三代伝持」主唱に大きく影響したものと考えられる。なお、この門徒から近江へ進出した瓜生津門徒は、覚如・存覚父子と親交のあった愚咄によって基礎を固め、性信―願性―善明―愚咄(『存覚袖日記』)の次第相承を明かし、そののち近くの木部門徒(錦織寺)や大和の秋野河門徒へと伸展した事は、覚如の主唱を更に強めるものであったと思われる。

しかし、覚如が本願寺教団を確立する上で、これと直接に関わったのは高田と鹿島の両門徒であり、かつての唯善事件における「御門弟三方使者」(『存覚一期記』十九歳の条)は鹿島順性・高田顕智・和田信寂よりの使者であって、和田は高田門徒より伸びた三河和田の門徒である。しかも、それが影堂の留守職をめぐる血縁の争いに苦慮しただけに、事件解決後、覚如の大谷経営に対して批判的であり、そのことは特に高田系門徒において顕著にみられる。これ

について、初め大谷に掲げられた「専修寺」の寺号が高田において用いられ、親鸞—真仏—顕智の相承によって、その教団の基盤が固められると、三河の念仏者たちは「高田へマイル」(『三河念仏相承日記』)こととなり、次第に本願寺と対立するようになっていった。このことは、同じ高田系に属する仏光寺の場合、大谷と距離的に近い汁谷を本拠として、親鸞—真仏—源海—了海—誓海—明光—了源の一流相承をかけた、名帳・絵系図によって教線を拡張していった事は、早急に対応すべき重要な課題であったに相違ない。すなわち、それは「祖師の一流」を乱す邪義であり、これを破邪するには二尊の興説を踏まえた師資相承の血脈による宗義、遺訓にもとづいて顕正する外なかった。実は、この血脈こそ源空・親鸞・如信の三代伝持であり、覚如みずから如信を先師として面接口決した清流的伝の継承者である事を明かす。しかも、そこには祖師親鸞を本願寺聖人として仰ぎ、拡散化する門徒教団を本願寺の下に統攝せんとする強烈な願望の程がよく窺われるようである。

① 『法然上人行状絵図』と密接な関係にある『法然上人伝記』(九巻伝)には、巻第四の上に「教阿彌陀佛事」の一段があり、その最後に「今生には大悪黨の張本として、人を殺し財を奪を業として、人に過たる罪人なれば、先業の修因、又悪のきはまりなる事暗にいられたりける罪人なれ共、本願の念佛に歸しぬれば、往生に障なし。況其餘の人をや。またく罪の輕重をいふべからず。只念佛を申べきなりとぞ」と客観的に記載されている。そして、耳四郎のような人に過ぎたる悪人でも本願の念佛に帰すれば、往生を遂げるから、それ程に罪を犯さぬ余の人は当然のこと往生すると結ぶ。これは『古徳伝』にいう「當世の人みなおもへり、わが身にさほどの罪業なければ、本願にすくはれん。わが心にさほどの妄念なければ、往生の願ははたしつべしと。このおもひ不_レ可_レ然」という機教の分際_二に比し、不明瞭な見解と申さねばならない。

② 一三一年に撰述された凝然の『浄土源流章』に「隆寛律師立_二多念義_一」と誌すが、隆寛には『一念多念分別事』の著があり多念義とはいえず、今は『法水分流記』の「又號長樂寺義」によって長樂寺義とした。

③ 山上正尊「覺如上人と浄土異流に就て」(『無盡燈』第二十二卷第四・五号の「覺如上人之研究」) 参照。

④ 重松明久著『覚如』九八—九九頁。

⑤ 佐藤哲英「口傳鈔の成立に関する研究」(『宗學院論輯』一六)

⑥ 拙著『真宗成立史の研究』第三章の第二節「善鸞・唯円・唯善」
仏光寺の本堂に安置される太子孝養像の胎内文書に、次の通り記される。

奉造立皇太子之像一軀

右彼尊像者尾張法印湛幸之作也

繪佛子源圓法眼 願主釋空性(花押)

元應貳年正月廿八日 開眼之

釋圓空書之(花押)

⑧ 拙著『真宗成立史の研究』第三章第五節の「門侶の門徒形成」参照。

⑨ 妹とも娘とも伝えるが、今は山田文昭『真宗史の研究』二四三頁によった。

⑩ 梅原真隆『親鸞聖人血脈文集の研究』および『親鸞聖人全集』書簡篇解説「親鸞聖人血脈文集」参照。